

〔災害復旧貸付の概要〕

(参考資料②)

【対象者】

災害により被害を被った中小企業者

【金利】

株式会社日本政策金融公庫

中小企業事業→基準金利（平成21年7月10日現在、1.85%（貸付期間5年の場合））

国民生活事業→基準金利（同、2.20%（貸付期間5年の場合））

商工組合中央金庫→所定の利率（同、相談の上決定）

【貸付限度額】

別枠で、

中小企業事業→1.5億円（代理貸付：7千5百万円）

国民生活事業→3千万円（代理貸付：1千5百万円）

商工組合中央金庫→1.5億円（組合は4.5億円）

【貸付期間】

中小企業事業→設備資金、運転資金とも10年以内
（据置2年以内）

国民生活事業→設備資金、運転資金とも10年以内
（据置2年以内）

商工組合中央金庫→設備資金、運転資金とも10年以内
（据置2年以内）

【担保特例】

中小企業事業

→ 直接貸付、代理貸付とも、弾力的に取り扱う。

なお、激甚災害等の場合は、3千万円を上限として、無担保特例あり。（金利上乗せなし。）

国民生活事業

→ 直接貸付、代理貸付とも、弾力的に取り扱う。